## 「障害」表記変更の例

区分	用語の例	
《変更する例》	現行の表記	変更後の表記
	「障害」	「障がい」
「障害」という用語が、 単語あるいは熟語として 用いられ、前後の文脈か ら人や人の状態を表す場 合	・精神障害	・精神障がい
《変更しない例》		
法令等の名称(これら に規定された用語を含 む。)を用いる場合	<ul> <li>(法令の名称)障害者自立支援法、障害者基本法</li> <li>(条例の名称)鳥取県障害者施策推進協議会条例</li> <li>(県以外の機関が定めた通知の名称) 障害者関係功労者表彰要綱</li> <li>(法令に規定された用語) 障害者基本計画、身体障害者相談員、身体障害者福祉司、身体障害者手帳、特別障害者手当、障害者週間、障害年金、指定障害福祉サービス事業所、障害程度区分</li> <li>(条例に規定された用語) 鳥取県障害者施策推進協議会、鳥取県障害者介護給付費等不服審査会</li> <li>(県以外が定めた通知に規定された用語) 障害者自立支援対策臨時特例交付金、重度障害者在宅就労促進特別事業、障害者就業・生活支援センター事業</li> </ul>	
他の機関、大会等の名称等の固有名詞	<ul><li>(機関の名称)国立身体障害者リハビリテーションセンター (大会の名称) 全国障害者スポーツ大会、全国障害者芸術・文化祭 (調査の名称)障害者に関する世論調査</li></ul>	
医学用語等の専門用語を用いる場合	じん臓機能障害、高次脳機能障害、広汎性発達障害	
著作物を引用する場合		
人の状態を表すもので ない用語を用いる場合	障害物の除去、電波障害	